

平成25年7月24日

## 平成26年4月施行 消防法の改正内容について



新宿消防署

改正消防法…新宿駅周辺の事業所にはどのような影響があるのか？



## 消防法とは…

火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(消防法第1条)



消防署・消防団など、公共のため消防活動を行う機関に関する定めとしては、

「消防組織法」という法律がある。



消防法は、(前述の)目的のためあらゆる人が遵守すべき事柄を定めた国民の財産であり、決めごと。

今回、改正になったのは**消防法第8条の2**…

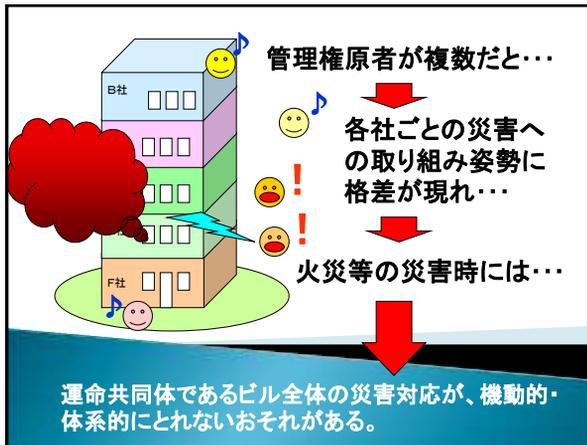
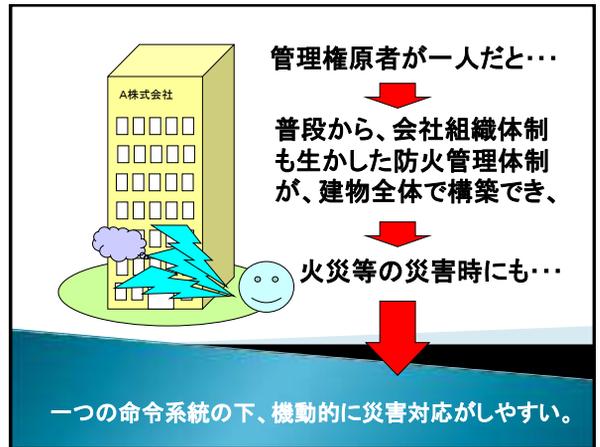
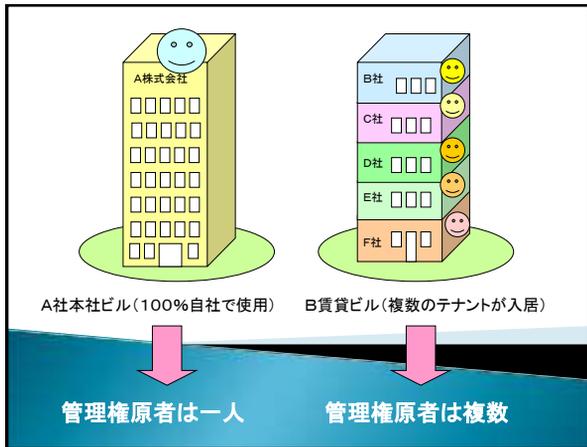
消防法第8条周辺は、事業所などの防火についての規定が並んでいる。

- 第8条 : 防火管理者
- 第8条の2 : 共同防火管理協議
- 第8条の2の2: 防火対象物の点検及び報告
- 第8条の2の3: 防火対象物の点検及び報告の特例
- 第8条の2の4: 避難上必要な施設等の管理
- 第8条の2の5: 自衛消防組織
- 第8条の3 : 防災対象物品の防災性能

今回、改正になったのは**消防法第8条の2**…

消防法第8条周辺は、事業所などの防火についての規定が並んでいる。

- 第8条 : 防火管理者
- 第8条の2 : **統括防火管理者**
- 第8条の2の2: 防火対象物の点検及び報告
- 第8条の2の3: 防火対象物の点検及び報告の特例
- 第8条の2の4: 避難上必要な施設等の管理
- 第8条の2の5: 自衛消防組織
- 第8条の3 : 防災対象物品の防災性能



そもそも、賃貸テナントビルなどでは、他テナントの動向などに関心はなく、新しいテナントに入れ替わった場合でも、

- ・消防署への使用開始届が出されていなくても
- ・事務所→火気を使用する飲食店や弱者の多い保育所などに入れ替わり、火災時の危険が高まった状況に変わったとしても

建物全体の安全の視点から動こうとする人がいない

現に、死者4名の大きな被害を出した杉並区高円寺の居酒屋火災(平成21年11月)の後、東京消防庁が実施した緊急一斉査察において

- ・消防計画未作成
- ・防火対象物点検報告未実施

などの防火管理関係違反が総違反指摘件数の75.7%を占めていた。

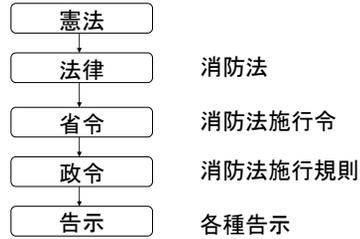
関係者の防火に対する意識が希薄なことが伺える

さらに、複数の管理権原者がバラバラな場合、地震等の大災害時にも、建物全体で連携して被害を食い止める行動が取りにくい。

このような火災その他の災害時に建物全体で的確に対応をとることができるよう、これまでも一定以上の規模の建物には…

共同防火管理協議事項を定め(消防法第8条の2)、協議事項の中に定める事項として、共同防火管理協議会を設置し、統括防火管理者を選任する(消防法施行規則第4条の2)ことなどが定められてはいた。

法律には、その下に政令、省令がぶら下がっていることが多い



### 改正前

法律  
(消防法)

一定条件以上の建物は共同防火管理協議事項を定めなければならない。

省令  
(消防法施行規則)

協議事項の中で協議会や統括防火管理者などを定める。

統括防火管理者の根拠が低く、その権限も不明瞭

### 改正後

法律  
(消防法)

一定条件以上の建物は統括防火管理者を定め、必要な業務を行わせなければならない。

省令  
(消防法施行規則)

統括防火管理者の資格要件  
統括防火管理者の選解任届

統括防火管理者が法律に位置づけられた。

### 改正前

一定条件以上の建物は統括防火管理者をめるとしたものの、その役割は不明瞭であり、建物内の各事業者(各防火管理者)に対する権限も定められていなかった。

### 改正後

統括防火管理者は、全体の防火管理上必要と認めるときは、各事業所の防火管理者に対し必要な措置を講じることを指示することができる。

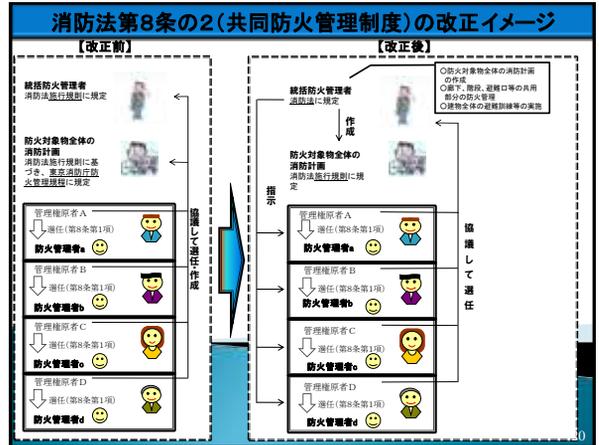
#### 役割例

- ・建物全体の消防計画の作成
- ・廊下・階段、避難口等の共用部分の防火管理
- ・建物全体の避難訓練等の実施

建物における、統括防火管理者の権限と、各事業所の防火管理者との役割分担が明確化された。

また、消防法第36条により、**防火管理者**を**防災管理者**に読み替え、火災以外の災害にも事業所を守る規定があるが...

**統括防火管理者**に関する規定と並びの規定として  
**統括防災管理者**についても定めるよう  
法改正された。



施行日等について(法律名等)	
公布又は施行日	法律名又は内容等
平成24年6月27日	消防法の一部を改正する法律の公布
平成24年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防法施行令の一部を改正する政令の公布</li> <li>●消防法施行規則等の一部を改正する省令の公布</li> <li>●消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示の公布</li> </ul>
平成25年4月1日	消防法の一部を改正する法律の施行(主に以下の規定部分) <ol style="list-style-type: none"> <li>① 消防機関により火災原因調査権の拡大</li> <li>② 消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充</li> <li>③ 消防用機器等の「検定」制度等の見直し</li> </ol>
平成26年4月1日	「複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化」に係る改正規定の施行

統括防火・防災管理者に係る法令改正(法第8条の2・36条)	
平成24年6月27日	<b>消防法の一部を改正する法律(法律第38号)</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 統括防火・防災管理者の選任・届出の義務化</li> <li>② 統括防火・防災管理者の業務、役割の明確化</li> <li>③ 防火・防災管理者への「指示権」の付与</li> </ol>
平成24年10月19日	<b>消防法施行令の一部を改正する政令(政令第262号)</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 統括防火・防災管理者の資格要件</li> <li>② 統括防火・防災管理者の職務               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 全体についての消防計画の作成・届出</li> <li>◇ 当該消防計画に基づく全体の訓練等の実施</li> </ul> </li> </ol>
平成26年4月1日	<b>消防法施行規則等の一部を改正する省令(総務省令第91号)</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 統括防火・防災管理者の資格を有するための要件               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 管理権原者から、必要な権限の付与、業務内容の説明、必要な事項の説明を受けており、かつ、十分な知識を有していること。</li> </ul> </li> <li>② 全体についての消防計画に規定すべき事項</li> </ol>

施行日等について(附則部分)
<p>&lt;補足説明(改正法附則部分)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化については、建物内の各テナントが協議して統括防火・防災管理者を選任してもらう時間が必要であることから、さらに<b>準備期間として1年をとり、平成26年4月1日から義務化</b>としている。</li> <li>・ 現行法第8条の2第1項に規定する防火対象物の管理権原者は、<b>平成26年4月1日前においても、改正法の規定により統括防火管理者を定め、所轄消防長又は消防署長に届け出ることができる。</b></li> </ul>